別表六（二十一）　地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項

認定年月日（変更の認定年月日）	・　・ （　・　・　）	事業実施地域	
		平成30年改正法附則第91条第1項の規定の適用の有無	有・無

地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

当期の開始の日の前日における雇用者の数（別表六（二十一）付表「3の①」－「4の①」）	1	人	税額控除限度額の計算	(3)≧8％若しくは(3)≧10％又は(1)＝0の場合　60万円×(8)＋50万円×(10)	12	円
基準雇用者数（別表六（二十一）付表「5の①」）（マイナスの場合は0）	2			5％≦(3)＜8％の場合　30万円×((8)＋(9))＋20万円×((10)＋(11)×1.5)	13	
基準雇用者割合　$\frac{(2)}{(1)}$	3			(3)＜5％又は(3)＜10％の場合　30万円×(8)＋20万円×(10)	14	
給与等支給額（別表六（二十一）付表「16」）	4	円		税額控除限度額（(12)、(13)又は(14)）（(4)＜(5)の場合は0）	15	
比較給与等支給額（別表六（二十一）付表「24」）	5		調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」）		16	
地方事業所基準雇用者数（別表六（二十一）付表「5の②」）（マイナスの場合は0）	6	人	当期税額基準額　(16)×$\frac{20}{100}$		17	
調整地方事業所基準雇用者数（(2)と(6)のうち少ない数）	7		当期税額控除可能額（(15)と((17)－(別表六（二十）「16」))のうち少ない金額）		18	
特定新規雇用者基礎数（(7)と別表六（二十一）付表「6」のうち少ない数）	8					
対象移転型特定新規雇用者数（(8)と別表六（二十一）付表「7」のうち少ない数）	9					
対象非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計（別表六（二十一）付表「10」＋「12」）	10		調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「7の⑯」）		19	
対象移転型非特定新規雇用者数及び対象移転型非新規基準雇用者数の合計（別表六（二十一）付表「11」＋「13」）	11		当期税額控除額　(18)－(19)		20	

地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

基準年度		・　・ ・　・		地方事業所特別税額控除限度額　30万円×((25)－(25の内書))＋20万円×(25の内書)	26	円
地方事業所基準雇用者数の特別基礎数と適用年度	適用年度	・　・ ・　・	21	内	人	
		・　・ ・　・	22	内		差引当期税額基準額残額　(17)－(別表六（二十）「16」)－(18)	27	
		・　・ ・　・	23	内		当期税額控除可能額（(26)と(27)のうち少ない金額）	28	
		当期分（別表六（二十一）付表「5の③」）	24	内		調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「7の⑰」）	29	
地方事業所特別基準雇用者数　(21)＋(22)＋(23)＋(24)（マイナスの場合は0）			25	内		当期税額控除額　(28)－(29)	30	
法人税額の特別控除額　(20)＋(30)							31	

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）